

令和6年度市民活動助成金について (第4回公益的活動促進委員会 指摘事項まとめ)

1. 協働プラザでの相談対応

指摘事項	対応方針
協働プラザで受け付ける相談の範囲は精査した方が良い（特に収支計画について）。	対象経費の可否の判断は市で行うが、全体的に提案ベースで相談対応は行う。

2. 部門編成

指摘事項	対応方針
「まちづくり助成部門」は、3部門で段階を踏む意図が伝わり、協働や連携を推進する含みを入れた名称を検討できると良い。	「まちづくり助成部門」を「ふかめる部門」に変更する。 別紙3に記載項目の説明文を追記し、その中で連携や協働について記載する。
はじめの一步部門で活動年数を確認しない懸念点として、別団体を作れば何度でも申請が可能となってしまう。	過去の事例としては少ないため、個別に判断し対応していく。
自立・自走とはどういう状態か、制度上の定義を検討した方が良い。	「当助成金がなくとも持続可能な活動サイクルの構築」とし、「自立」と表現する。

3. 様式

指摘事項	対応方針
事業計画書を書くヒントが設問に書かれていると良い。 別紙3は団体ごとのオリジナルを入れられるよう、記入例を工夫する。	別紙3に記載項目の説明文を追記する。

4. その他

指摘事項	対応方針
市の総合計画やSDGsにおける位置づけの確認について	別紙3に記載項目の説明文を追記する。
申請回数について	はじめの一步部門、ひろげる部門については昨年度から趣旨は変わらないため、令和3年度からのカウントを継続する。
審査項目について	募集要領に記載の内容を参照。